

4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

5 第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

第三十条の二十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十二 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十三 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十四 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十五 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十六 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十七 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十八 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の二十九 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十二 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十三 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十四 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十五 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十六 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十七 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十八 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

第三十条の三十九 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に對し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八條の三 第十項及び第四十九條第七項中「出席者の」の下に「議決権の」を加える。

第四十九條の四 第一項第一号中「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の」を削る。

第五十七條第一項中「他の社団たる医療法人」の下に「又は財団たる医療法人」を加え、同条第二項中「定が」を「定めが」に改め、他の」の下に「社団たる医療法人又は」を加え、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、それぞれ当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。

一 合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合 社団たる医療法人

二 合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合 財団たる医療法人

第五十八條中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第六十七條第一項中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六十八條の二 第一項中「第五十七條第五項」を「第五十七條第六項」に、「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改める。

第七十二條第三項中「第六條の十一第四項」の下に「第三十條の十五第四項又は第三十條の十九第五項」を加える。

第七十五條の二 次の次に次の一條を加える。

第七十五條の三 第三十條の十二第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四條 医療法の一部を次のように改正する。

目次中、第三章 医療の安全の確保 第六條の九―第六條の十二を

「第三章 医療の安全の確保 第一節 医療の安全の確保 第一節 医療事故調査・支援センター（第六條の十五―第六條の二十七）」

第三十條の十二を「第三十條の十三―第三十條の十八」に、第三十條の十三―第三十條の二十一を「第三十條の十九―第三十條の二十七」に改める。

第四條の二 次の次に次の一條を加える。

第四條の三 病院であつて、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに關する次に掲げる要件に該當するものは、厚生労働大臣の承認を得て臨床研究中核病院と稱することができる。

一 特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従つて行う臨床研究をいう。以下同じ）に關する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。

二 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。